

令和 8 年第 3 回東広島市議会定例会

議 案

令和 8 年 8 月

目 次

承認案第 1 3 3 号	専決処分の承認について……………	1
諮問第 1 3 4 号から諮問第 1 3 6 号まで	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求め ることについて……………	4
同意案第 1 3 7 号及び同意案第 1 3 8 号	固定資産評価審査委員会委員の選任の同意につ いて……………	6
議案第 1 3 9 号	第 3 次東広島市都市計画マスタープランの改定 について……………	8
議案第 1 4 0 号	財産の取得について……………	1 0
議案第 1 4 1 号	請負契約の締結について……………	1 2
議案第 1 4 2 号	請負契約の締結について……………	1 4
議案第 1 4 3 号	請負契約の締結について……………	1 6
議案第 1 4 4 号	請負契約の変更について……………	1 8
議案第 1 4 5 号	事業契約の変更について……………	2 0
議案第 1 4 6 号	字の区域の変更について……………	2 2

議案第 1 4 7 号	東広島市福富みらいベースの設置及び管理に関する条例の制定について……………	2 4
議案第 1 4 8 号	東広島市自転車駐車場設置及び管理条例の一部改正について……………	3 4
議案第 1 4 9 号	東広島市河内パークゴルフ場設置及び管理条例の一部改正について……………	3 6

承認案第 1 3 3 号

専決処分の承認について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求める。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(提案理由)

令和８年６月２日、安芸津町木谷の市が管理する資材置場において、資材を覆うブルーシートを押さえていた合板が強風により飛ばされ、近接する民家に当たり、当該民家の玄関を損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて、議会を招集する時間的余裕がないと認め専決処分をしたので、この処分について報告し、その承認を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第１７９条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第１１３条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。－略－

③ 前２項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

専 決 処 分 書

損害賠償の額を次のとおり定めることについて、議会を招集してその議決を経る時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分をする。

令和8年8月3日

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 損害賠償の額

126万4,032円

2 債 権 者

諮問第 1 3 4 号から諮問第 1 3 6 号まで

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

議案番号	氏名及び生年月日	住 所
1 3 4	山 本 かおる	東広島市
1 3 5	池 原 ゆかり	東広島市
1 3 6	石 丸 光 江	東広島市

(提案理由)

人権擁護委員の任期が令和８年１２月３１日をもって満了するため、当該委員の候補者として法務大臣に推薦することについて、議会の意見を求めるものである。

(根拠法令)

人権擁護委員法

第６条

- ３ 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

同意案第 1 3 7 号及び同意案第 1 3 8 号

固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

東広島市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任することについて、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

議案番号	氏名及び生年月日	住 所
1 3 7	西 本 康 雄	東広島市
1 3 8	倉 本 道 正	東広島市

(提案理由)

東広島市固定資産評価審査委員会委員の任期が令和８年９月３０日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠法令)

地方税法

第４２３条

- ３ 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

議案第 1 3 9 号

第 3 次東広島市都市計画マスタープランの改定について

第 3 次東広島市都市計画マスタープランを別冊のとおり改定することについて、東広島市議会基本条例（平成 2 5 年東広島市条例第 1 2 号）第 1 4 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(提案理由)

第五次東広島市総合計画後期基本計画を踏まえ、次世代学園都市の実現に向けた取組等を反映するため、第3次東広島市都市計画マスタープランを改定することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

東広島市議会基本条例

第14条 地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、議会と市長等が共に市民に対する責任を担いながら、計画的かつ市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するため、次に掲げるものとする。

(2) 市民生活に重大な影響を及ぼすことが予想される計画、施策事業等の策定および変更に関わるもので別に定めるもの

議案第 1 4 0 号

財産の取得について

財産を次のとおり取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 4 9 年東広島市条例第 1 2 5 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

(1) 種別 動産

(2) 品名 小型動力ポンプ付積載車

(3) 数量 2 台

2 取得価格

2, 3 9 4 万 7, 0 0 0 円

3 相手方

東広島市西条町下見 3 6 6 1 番地 1

赤防株式会社

（提案理由）

東広島市消防団志和方面隊東志和分団及び河内方面隊河内北分団に配備する小型動力ポンプ付積載車を買入れるに当たり、その予定価格が２，０００万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

（根拠条例）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第３条 地方自治法第９６条第１項第８号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格２，０００万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（－略－）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第 1 4 1 号

請負契約の締結について

令和 8 年度公園整備事業東広島運動公園第二多目的グラウンド夜間照明設備設置工事（電気）の請負契約を次のとおり締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 4 9 年東広島市条例第 1 2 5 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 契約の目的

令和 8 年度公園整備事業東広島運動公園第二多目的グラウンド夜間照明設備設置工事（電気）

2 契約の方法

条件付一般競争入札

3 契約金額

1 億 6, 3 7 9 万円

4 相手方

東広島市西条土与丸六丁目 1 番 6 8 - 1 3 0 1 号

株式会社豊電設

(提案理由)

令和８年度公園整備事業東広島運動公園第二多目的グラウンド夜間照明設備設置工事（電気）の請負契約を締結するに当たり、その予定価格が１億５，０００万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第２条 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第５号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格１億５，０００万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 1 4 2 号

請負契約の締結について

令和 8 年度八本松駅前土地区画整理事業八本松駅前造成工事（8－1）の請負契約を次のとおり締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 4 9 年東広島市条例第 1 2 5 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 契約の目的

令和 8 年度八本松駅前土地区画整理事業八本松駅前造成工事（8－1）

2 契約の方法

条件付一般競争入札

3 契約金額

2 億 7, 5 0 0 万円

4 相手方

東広島市西条町御薊宇 3 7 8 番地 3

株式会社東豊建設

(提案理由)

令和８年度八本松駅前土地区画整理事業八本松駅前造成工事（８－１）の請負契約を締結するに当たり、その予定価格が１億５，０００万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第２条 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第５号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格１億５，０００万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 1 4 3 号

請負契約の締結について

令和 8 年度小学校施設整備事業下黒瀬小学校長寿命化改良及び E V 棟増築工事の請負契約を次のとおり締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 4 9 年東広島市条例第 1 2 5 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 契約の目的

令和 8 年度小学校施設整備事業下黒瀬小学校長寿命化改良及び E V 棟増築工事

2 契約の方法

条件付一般競争入札

3 契約金額

1 6 億 4 7 3 万 5 , 0 0 0 円

4 相手方

平原・楠本・シンク特定建設工事共同企業体

代表構成員 東広島市西条土与丸四丁目 2 番 4 8 号

平原建設株式会社

構 成 員 東広島市西条上市町 5 番 2 6 号

楠本建設株式会社

構 成 員 東広島市西条土与丸一丁目 5 番 5 5 号

シンクコンストラクション株式会社

(提案理由)

令和８年度小学校施設整備事業下黒瀬小学校長寿命化改良及びＥＶ棟増築工事の請負契約を締結するに当たり、その予定価格が１億５，０００万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第２条 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第５号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格１億５，０００万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 144 号

請負契約の変更について

令和 7 年 2 月 26 日議決第 22 号により議決を経た令和 6 年度港湾施設長期保全事業安芸津栈橋改築工事の請負契約を次のとおり変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 49 年東広島市条例第 125 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 31 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

「3 契約金額 3 億 2,959 万 9,600 円」を「3 契約金額 4 億 2,259 万 8,000 円」に改める。

(提案理由)

令和6年度港湾施設長期保全事業安芸津栈橋改築工事の請負契約について、工事の内容の一部を変更する必要があるため、請負契約金額を変更することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 1 4 5 号

事業契約の変更について

令和元年 1 1 月 1 5 日議決第 2 1 0 号により議決を経た東広島市立小中学校空調設備整備事業の事業契約を次のとおり変更することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 1 7 号）第 1 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

「3 契約金額 2 4 億 1, 9 1 7 万 2, 4 3 5 円」を「3 契約金額 2 4 億 2, 0 5 0 万 3, 2 7 8 円」に改める。

(提案理由)

東広島市立小中学校空調設備整備事業の事業契約について、当該事業契約の定めるところにより、維持管理の対価についての価格変動に係る指数が、当該事業契約に定める数以上であることに伴い、当該対価の額を改定する必要が生じたため、事業契約金額を変更することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

第12条 地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令（平成11年政令第279号）

第3条 法第12条に規定する政令で定める基準は、事業契約の種類については、次の表の上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額（借入れにあっては、予定賃借料の総額）が同表下欄に定める金額を下らないこととする。

法第2条第5項に規定する選定事業者が建設する同条第1項に規定する公共施設等（－略－）の買入れ又は借入れ	千円	
	都道府県	500,000
	地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市（以下この表において「指定都市」という。）	300,000
	市（指定都市を除く。）	150,000
	町村	50,000

議案第 146 号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条第１項の規定により、東広島市高屋町の次の表の左欄に掲げる字の区域を同表の右欄に掲げる字の区域に変更するため、議会の議決を求める。

なお、この字の区域の変更は、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１７９条の規定により、土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第５４条第４項の規定による換地処分公告があった日の翌日から効力を生ずる。

令和8年8月31日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

左 欄			右 欄	
大字	字	地 番	大字	字
白市	一	285の2、287の2、306に隣接する道路・水路である市有地の全部、316の1から316の6まで及びこれらの区域に隣接する道路である市有地の全部	高屋東	一

(提案理由)

県営土地改良事業（東高屋地区）の実施によるほ場区画の変更に伴い、字の区域を変更することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

議案第 147 号

東広島市福富みらいベースの設置及び管理に関する条例の制定について

東広島市福富みらいベースの設置及び管理に関する条例を次のように定める。

令和 8 年 8 月 31 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市福富みらいベースの設置及び管理に関する条例

(目的及び設置)

第 1 条 本市の中山間地域の内外の人、企業及び団体に向けて、ものづくり技術、デジタル技術及び地域資源の利活用による交流及び学びの場を提供し、並びに地域産業の振興その他多様な価値の創出を図ることにより、中山間地域の持続的な発展に寄与することを目的として、東広島市福富みらいベース（以下「福富みらいベース」という。）を設置する。

(位置)

第 2 条 福富みらいベースの位置は、東広島市福富町下竹仁 1300 番地 1 とする。

(施設)

第 3 条 福富みらいベースに次に掲げる施設を置く。

- (1) コワーキングスペース、ものづくりスペース等
- (2) コミュニティスペース等
- (3) グラウンド
- (4) オフィススペース
- (5) その他附帯施設

(事業)

第4条 福富みらいベースは、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民、企業等との多様な交流の促進及び交流の場の創出に関すること。
- (2) 地域資源等を活用したものづくり及び学びの場の創出に関すること。
- (3) 地域産業の振興及び地域経済の活性化に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(指定管理者による管理)

第5条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、福富みらいベースの管理を法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条各号に掲げる事業を行うこと。
- (2) 第3条各号に掲げる施設及びこれらの附属設備（以下「施設等」という。）の使用の許可に関すること。
- (3) 施設等の維持及び修繕に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務を行うこと。

(開館時間及び休館日)

第6条 福富みらいベースの開館時間及び休館日は、別表第1のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更し、又は休館日を変更し、若しくは臨時に休館日を設けることができる。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、同項の開館時間を変更し、又は休館日を変更し、若しくは臨時に休館日を設けることができる。

(使用対象者)

第7条 オフィススペースを使用できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長（福富みらいベースの管理を指定管理者に行わせる場合には、指定管理者。次条から第10条まで、第14条、第15条、第18条及び第19条第2項において同じ。）が特別な理由があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 第1条の目的に賛同し、その達成に資する活動を行う者
 - (2) 第4条各号に掲げる事業に協力し、又はこれらに関連する活動を行う者
 - (3) 福富みらいベースを拠点として、事業活動を継続的に実施すると見込まれる者
- (使用の許可等)

第8条 施設等を使用しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる施設を個人で利用しようとする場合は、同項の許可を要しない。

- (1) コミュニティスペース1
- (2) コミュニティスペース2
- (3) ウッドデッキ
- (4) グラウンド

3 市長は、第1項の許可をする場合において、施設等の管理運営上必要があると認めるときは、その必要の限度において、その許可に条件を付することができる。

(許可の基準)

第9条 市長は、前条第1項の許可の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしない。

- (1) 当該申請に係る使用が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 当該申請に係る使用により施設等が損傷し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 施設等の使用が集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) 施設等の管理運営上支障があると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当該申請を行った者に施設等を使用させること

が適当でない事由があると認めるとき。

(使用の許可の取消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項の許可を取り消し、若しくは変更し、若しくは同条第3項の規定により付した許可の条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は行為の中止、変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(1) 第8条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは命令に違反したとき。

(2) 使用者が第8条第3項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

(3) 使用者が偽りその他不正の手段により第8条第1項の許可を受けたとき。

(4) 前条各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(5) 災害その他緊急かつやむを得ない事由により施設等を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

2 市又は指定管理者は、前項の規定による処分により使用者が損害を受けることがあっても、これを賠償する義務を負わない。

(使用料)

第11条 使用者は、当該許可を受けた使用の期間の初日又は市長が定める日までに別表第2に定める額の使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第12条 市長は、特別の理由があると認めるときは、別に定める基準に従い、使用料の額を減額し、又は使用料の納付を免除することができる。

(利用料金)

第13条 市長は、福富みらいベースの管理を指定管理者に行わせる場合は、当該指定管理者に別表第2に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得た額の利用料金を徴収させることができる。

2 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

3 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は利用料金の納付を免除することができる。

(使用料等の不還付)

第14条 既納の使用料又は利用料金は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない事由により施設等を使用することができなくなったときその他市長において特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(特別設備の設置等)

第15条 使用者は、施設等を使用する場合において、特別の設備を設け、若しくは備付物品以外の物品を搬入し、又は施設等の現状を変更しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(目的外使用等の禁止)

第16条 使用者は、施設等をその許可を受けた目的以外の目的に使用し、若しくは転貸し、又はその使用する権利を他人に譲渡してはならない。

(行為の禁止)

第17条 何人も、福富みらいベースにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第1号、第3号、第5号又は第6号に掲げる行為であって、市長の許可を受けたものについては、この限りでない。

- (1) 所定の場所以外の場所で飲食し、又は火気を使用すること。
- (2) 所定の場所以外の場所で喫煙すること。
- (3) 立入りを禁じられた区域に立ち入ること。
- (4) 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をすること。
- (5) 施設等をその用途以外に使用すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、福富みらいベースの管理運営上支障があると認められる行為をすること。

(入場の制限)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、福富みらいベースへの入場を拒み、又は退去を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になると認められる物品又は動物を携帯する者
- (2) 施設等を損傷し、汚損し、若しくは滅失し、又はこれらの行為をするおそれがあると認める者

(3) 公の秩序又は善良の風俗を害し、又は害するおそれがあると認める者

(4) 前3号に掲げるもののほか、福富みらいベースの管理運営上支障があると認める者

(原状回復義務)

第19条 使用者は、施設等の使用を終了したとき、又は第10条第1項の規定により許可を取り消されたときは、直ちにこれを原状に回復して返還しなければならない。

2 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長がこれを執行し、その費用を当該使用者から徴収することができる。

(損害賠償義務)

第20条 自己の責めに帰すべき事由により施設等又は備付物品を損傷し、汚損し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、福富みらいベースの管理運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、令和9年5月31日までの間において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 第8条第1項の許可及び第11条の規定による使用料の徴収並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表第 1（第 6 条関係）

施設等の名称	開館時間	休館日
コワーキングスペース、 ものづくりスペース等	午前 10 時から午後 5 時まで	水曜日及び木曜日 12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日までの日
コミュニティスペース等		
グラウンド		
オフィススペース	午前 0 時から午後 12 時まで	

別表第 2（第 11 条関係）

(1) コワーキングスペース、ものづくりスペース等

施設等の名称	単 位		使用料
コワーキングスペース	個人使用の場合	1 時間につき	300 円
		1 日につき	1,000 円
		1 月につき	10,000 円
	専用使用の場合	1 時間につき	4,500 円
ものづくりスペース	個人使用の場合	1 時間につき	500 円
	専用使用の場合	1 時間につき	4,500 円
会議室	1 時間につき		410 円
家庭科教室	1 時間につき		880 円
理科教室	1 時間につき		880 円
図工科教室	1 時間につき		880 円
音楽教室	1 時間につき		880 円
附属設備			規則で定める額

備考 1 コワーキングスペース及びものづくりスペースの専用使用並びに会議室の使用において、冷暖房を使用する場合は、次のとおり加算する。

(1) 冷房を使用する場合 使用料の額の 3 割に相当する額

(2) 暖房を使用する場合 使用料の額の 2 割に相当する額

2 市外居住者（市内に住所を有している者又は市内に主たる事務所を有している法人以外のものをいう。以下同じ。）が使用する場合は、使用料の額の 3 割に相当する額を加算する。

3 商品の広告、宣伝、販売その他の営利を目的として使用する場合は、使用料の額の 5 割に相当する額を加算する。

4 加算をする額に 10 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

5 使用の時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

る。

(2) コミュニティスペース等

施設等の名称	単位	使用料
コミュニティスペース 1	1 時間につき	4 1 0 円
コミュニティスペース 2	1 時間につき	4 1 0 円
ウッドデッキ	1 時間につき	4 1 0 円
講堂	1 時間につき	1, 3 5 0 円

備考 1 コミュニティスペース 1、コミュニティスペース 2 及び講堂の使用において、冷暖房を使用する場合は、次のとおり加算する。

(1) 冷房を使用する場合 使用料の額の 3 割に相当する額

(2) 暖房を使用する場合 使用料の額の 2 割に相当する額

2 市外居住者が使用する場合は、使用料の額の 3 割に相当する額を加算する。

3 商品の広告、宣伝、販売その他の営利を目的として使用する場合は、使用料の額の 5 割に相当する額を加算する。

4 加算をする額に 1 0 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

5 使用の時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

(3) グラウンド

施設等の名称	単位	使用料
グラウンド	1 時間につき	4 1 0 円

備考 1 市外居住者が使用する場合は、使用料の額の 3 割に相当する額を加算する。

2 商品の広告、宣伝、販売その他の営利を目的として使用する場合は、使用料の額の 5 割に相当する額を加算する。

3 加算をする額に 1 0 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

4 使用の時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

(4) オフィススペース

施設等の名称	単位	使用料
--------	----	-----

オフィス 1	1 月につき	9 7, 8 2 0 円
オフィス 2	1 月につき	4 8, 9 1 0 円
オフィス 3	1 月につき	4 8, 9 1 0 円
オフィス 4	1 月につき	4 5, 2 6 0 円
オフィス 5	1 月につき	4 8, 9 1 0 円
オフィス 6	1 月につき	4 8, 9 1 0 円
オフィス 7	1 月につき	4 8, 9 1 0 円
オフィス 8	1 月につき	4 8, 9 1 0 円

備考 1 使用の期間に 1 月未満の端数の期間があるときは、当該期間に係る使用料の額は、日割計算による。この場合において、当該使用料の額に 1 0 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 オフィススペースの利用者は、使用料のほか、次に掲げる費用を負担しなければならない。

(1) 電気代

(2) 電気通信回線の使用に係る費用

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が指定した費用

(提案理由)

本市の中山間地域の内外の人、企業及び団体に向けて、ものづくり技術、デジタル技術及び地域資源の利活用による交流及び学びの場を提供し、並びに地域産業の振興その他多様な価値の創出を図ることにより、中山間地域の持続的な発展に寄与することを目的として、東広島市福富みらいベースを設置し、その管理運営に関し必要な事項を定めるため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。ー略ー

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

議案第 1 4 8 号

東広島市自転車駐車場設置及び管理条例の一部改正について

東広島市自転車駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市自転車駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例

東広島市自転車駐車場設置及び管理条例（昭和 6 2 年東広島市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第 1（第 2 条関係）		別表第 1（第 2 条関係）	
名称	位置	名称	位置
略	略	略	略
西高屋駅前第 1 自転車駐車場	<u>東広島市高屋町 中島 4 5 0 番地 2 6</u>	西高屋駅前第 1 自転車駐車場	<u>東広島市高屋町 中島 4 5 0 番地 5</u>
西高屋駅前第 2 自転車駐車場	略	西高屋駅前第 2 自転車駐車場	略
		<u>西高屋駅前第 3 自転車駐車場</u>	<u>東広島市高屋町 杵原 1 3 1 9 番 地 1</u>
略	略	略	略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

西高屋駅前第1自転車駐車場の敷地の用に供されている土地が分筆されたことに伴い、当該自転車駐車場の位置の表示を変更するとともに、西高屋駅前第3自転車駐車場を廃止するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第 1 4 9 号

東広島市河内パークゴルフ場設置及び管理条例の一部改正について

東広島市河内パークゴルフ場設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市河内パークゴルフ場設置及び管理条例の一部を改正する条例

東広島市河内パークゴルフ場設置及び管理条例（平成 2 4 年東広島市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（指定管理者による管理） 第 3 条 <u>東広島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）</u>は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、パークゴルフ場の管理を法人その他の団体であって教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。 2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。 （1）パークゴルフ場の<u>利用</u>の許可に関すること。 （2）・（3）略 （<u>利用</u>の許可） 第 5 条 施設等を利用しようとする者は、あらかじめ<u>指定管理者</u>の許可を	（指定管理者による管理） 第 3 条 <u>教育委員会</u>は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、パークゴルフ場の管理を法人その他の団体であって教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる<u>ことができる</u>。 2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。 （1）パークゴルフ場の<u>使用</u>の許可に関すること。 （2）・（3）略 （<u>使用</u>の許可） 第 5 条 施設等を使用しようとする者は、あらかじめ<u>教育委員会</u>（パーク

受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、施設等の管理運営上必要があると認めるときは、その必要の限度において、その許可に条件を付することができる。

(利用の制限)

第7条 指定管理者は、施設等を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を許可してはならない。

- (1) 施設等の利用に支障を及ぼすと認めるとき。
- (2) 略
- (3) 施設等の利用が営利を目的とするものであると認めるとき。
- (4)－(6) 略
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者において不相当と認めるとき。

(利用料金)

第8条 第5条第1項の規定により施設等の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、当該施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を施設等の利用を開始する時までに納付しなければならない。

- 2 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を得て指定管理者が定める。

- 3 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、教育委員会が定

ゴルフ場の管理を指定管理者に行わせる場合は、指定管理者。次項、第7条、第12条第1項及び第13条第2項において同じ。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、施設等の管理運営上必要があると認めるときは、その必要の限度において、その許可に条件を付することができる。

(使用の制限)

第7条 教育委員会は、施設等を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しない。

- (1) 施設等の使用に支障を及ぼすと認めるとき。
- (2) 略
- (3) 施設等の使用が営利を目的とするものであると認めるとき。
- (4)－(6) 略
- (7) その他教育委員会において不相当と認めるとき。

(使用料)

第8条 第5条第1項の規定により施設等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める額の使用料を施設等の使用を開始する時までに納付しなければならない。

(使用料の減免)

第9条 教育委員会は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料の

める基準に従い、利用料金を減額し、又は利用料金の納付を免除することができる。

(利用料金の不還付)

第10条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰することができない理由により施設等を利用することができない場合その他指定管理者において特別の理由があると認める場合は、その額の全部又は一部に相当する額を還付することができる。

(目的外利用等の禁止)

第11条 利用者は、施設等をその許可を受けた目的以外の目的に利用し、若しくは転貸し、又はその利用する権利を譲渡してはならない。

(許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第2項の規定による許可の条件を変更し、若しくは同条第1項若しくは第6条ただし書の許可に係る利用若しくは行為の停止を命じ、若しくは制限をし、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 利用者又は第6条ただし書の許可を受けた者（以下これらを「利用者等」という。）がこの条例又はこの条例に基づく教育委員会規則若しくは命令に違反したとき。
- (2) 利用者が第5条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。
- (3) 利用者等が虚偽の申請により第5条第1項の許可又は第6条ただし書の許可を受けたとき。
- (4) 略
- (5) 災害その他の事故により施設等の利用ができなくなったとき。
- (6) 略
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めるとき。

額を減額し、又は使用料の納付を免除することができる。

(使用料の不還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により施設等を使用することができない場合その他教育委員会において特別の理由があると認める場合は、その額の全部又は一部に相当する額を還付することができる。

(目的外使用等の禁止)

第11条 使用者は、施設等をその許可を受けた目的以外の目的に使用し、若しくは転貸し、又はその使用する権利を譲渡してはならない。

(許可の取消し等)

第12条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第2項の規定による許可の条件を変更し、若しくは同条第1項若しくは第6条ただし書の許可に係る使用若しくは行為の停止を命じ、若しくは制限をし、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者又は第6条ただし書の許可を受けた者（以下これらを「使用者等」という。）がこの条例又はこの条例に基づく教育委員会規則若しくは命令に違反したとき。
- (2) 使用者が第5条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。
- (3) 使用者等が虚偽の申請により第5条第1項の許可又は第6条ただし書の許可を受けたとき。
- (4) 略
- (5) 災害その他の事故により施設等の使用ができなくなったとき。
- (6) 略
- (7) その他教育委員会が特に必要があると認めるとき。

2 教育委員会又は指定管理者は、前項の規定による処分により利用者等が損害を受けることがあっても、これを賠償する義務を負わない。

(原状回復義務)

第13条 利用者等は、施設等の利用を終了したとき又は前条第1項の規定により許可を取り消されたときは、直ちにこれを原状に回復して返還しなければならない。

2 利用者等が前項に規定する義務を履行しないときは、指定管理者がこれを執行し、その費用を利用者等から徴収することができる。

(損害賠償義務)

第14条 利用者等は、自己の責めに帰すべき理由により施設等又は備付物品を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)

第15条 教育委員会は、東広島市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年東広島市条例第31号）第6条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（利用料金の收受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、教育委員会が臨時にパークゴルフ場の管理運営を行うときに限り、その間、別表に定める額の範囲内において教育委員会が定める利用料金を使用料として徴収する。

2 前項の場合にあつては、第5条、第7条、第8条第1項、第9条、第10条、第12条及び第13条第2項の規定を準用する。この場合において、第5条、第7条、第9条、第10条、第12条第1項及び第13

2 教育委員会又は指定管理者は、前項の規定による処分により使用者等が損害を受けることがあっても、これを賠償する義務を負わない。

(原状回復義務)

第13条 使用者等は、施設等の使用を終了したとき又は前条第1項の規定により許可を取り消されたときは、直ちにこれを原状に回復して返還しなければならない。

2 使用者等が前項に規定する義務を履行しないときは、教育委員会がこれを執行し、その費用を使用者等から徴収することができる。

(損害賠償義務)

第14条 使用者等は、自己の責めに帰すべき理由により施設等又は備付物品を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

条第2項中「指定管理者」とあり、
 第12条第2項中「教育委員会又は
 指定管理者」とあるのは「教育委員
 会」と、第7条中「許可してはなら
 ない」とあるのは「許可しない」
 と、第8条の見出し、第9条（見出
 しを含む。）及び第10条（見出し
 を含む。）中「利用料金」とあり、
 第8条第1項中「利用に係る料金
 （以下「利用料金」という。）」と
 あるのは「使用料」と、第9条中
 「教育委員会が定める基準に従い」
 とあるのは「別に定める基準によ
 り」とそれぞれ読み替えるものとし
 る。

第16条 略

別表（第8条関係）

区分	利用料金
略	略

備考 1－3 略

4 市内に居住する身体障害
 者、知的障害者及び70歳
 以上の高齢者の利用料金
 は、この表に掲げる区分ご
 との額の範囲内において定
 める利用料金の半額とす
 る。この場合において、当
該額に10円未満の端数が
生じたときは、その端数金
額を切り捨てるものとし
る。

第15条 略

別表（第8条関係）

区分	使用料
略	略

備考 1－3 略

4 市内に居住する身体障害
 者、知的障害者及び70歳
 以上の高齢者の使用料は、
 この表に掲げる区分ごとの
使用料の半額とする。

附 則

- この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- この条例の施行の日以後の東広島市河内パークゴルフ場の利用に係る改正後の東広島市河内パークゴルフ場設置及び管理条例（以下「新条例」という。）第8条第1項の規定による利用料金の徴収及びこれに関し必要な手続その他の行為は、同日前においても新条例の例により行うことができる。

(提案理由)

東広島市河内パークゴルフ場において利用料金制度を導入することに伴い、その実施に関し必要な事項を定めるとともに、所要の規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）

第２２８条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。－略－

第２４４条の２ 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。